平成２３年（フ）第９５号
佐賀県伊万里市東山代町長浜1203番地１
債務者　久保田末広
１　決定年月日時　平成23年５月31日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年８月２日まで
佐賀地方裁判所武雄支部

平成２３年（フ）第９６号
佐賀県伊万里市伊万里町乙51番地
債務者　谷口　新一
１　決定年月日時　平成23年５月31日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年８月２日まで
佐賀地方裁判所武雄支部

平成２３年（フ）第９８号
佐賀県鹿島市大字中村1315番地
債務者　梅﨑　利弘
１　決定年月日時　平成23年５月31日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年８月２日まで
佐賀地方裁判所武雄支部

平成２３年（フ）第１０２号
佐賀県伊万里市伊万里町乙51番地
債務者　町口　陽子
１　決定年月日時　平成23年５月31日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年８月２日まで
佐賀地方裁判所武雄支部

平成２３年（フ）第１８５号
鹿児島県鹿児島市桜ケ丘７丁目18番地１　セジュール恒松101号
債務者　杉安　健一
１　決定年月日時　平成23年６月３日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年８月２日まで
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２３年（フ）第２３３号
鹿児島県鹿児島市宇宿５丁目13番16号　国料ハイツ103号
債務者　東　　孝二
１　決定年月日時　平成23年６月３日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年８月２日まで
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２３年（フ）第２３７号
鹿児島県鹿児島市紫原１丁目58番11号　ＢＥＬＬＥ　ＳＥＪＯＵＲ　Ａ棟101号
債務者　肥後　幸治
１　決定年月日時　平成23年６月３日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年８月２日まで
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２３年（フ）第２３８号
鹿児島県鹿児島市吉野町1467番地９
債務者　福留久美子
１　決定年月日時　平成23年６月３日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年８月２日まで
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２３年（フ）第２４５号
鹿児島県西之表市西之表16347番地　若宮団地３－５、住民票上の住所鹿児島県鹿児島市東谷山３丁目１番27号　アメニティー21－401号
債務者　大重　初代
１　決定年月日時　平成23年６月３日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年８月２日まで
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２３年（フ）第９９号
北海道小樽市稲穂２丁目５番12号　ひまわりハイツ101号室、前住所北海道小樽市稲穂２丁目９番13号
債務者　堀　　孝之
１　決定年月日時　平成23年６月３日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年８月３日まで
札幌地方裁判所小樽支部

平成２３年（フ）第１９号
千葉県館山市北条2549番地の10　ウエルシャン館山302号
債務者　兼田美智子
１　決定年月日時　平成23年６月３日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年８月３日まで
千葉地方裁判所館山支部

平成２３年（フ）第２３号
千葉県館山市沼1457番地の３
債務者　髙木　　浩
１　決定年月日時　平成23年６月３日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年８月３日まで
千葉地方裁判所館山支部

平成２３年（フ）第１７５号
山梨県甲府市住吉３丁目３番16号ベラ・ヴィータ南甲府203
債務者　萱沼　彰子
１　決定年月日時　平成23年６月３日午後４時45分
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年８月３日まで
甲府地方裁判所民事部破産係

平成２３年（フ）第１３３号
長野県松本市庄内１丁目１番７号
債務者　朝倉　種美
１　決定年月日時　平成23年６月３日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年８月３日まで
長野地方裁判所松本支部

平成２３年（フ）第２６号
愛媛県北宇和郡鬼北町大字国遠1202番地
債務者　石川　　誠
１　決定年月日時　平成23年６月３日午後３時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年８月３日まで
松山地方裁判所宇和島支部

平成２３年（フ）第３１号
愛媛県宇和島市寄松甲158番地４　市営住宅206
債務者　新田　洋一
１　決定年月日時　平成23年６月３日午後３時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年８月３日まで
松山地方裁判所宇和島支部

平成２３年（フ）第８号
宮城県石巻市北上町十三浜字大指87番地３、前住所宮城県石巻市駅前北通り２丁目９番21号
債務者　遠藤　高子
１　決定年月日時　平成23年６月３日午前11時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年８月４日まで
仙台地方裁判所石巻支部破産係